

4産労農水第1094号

東京海区漁業調整委員会

貴海区における共同漁業に係る海区漁場計画（案）を別紙のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

なお、同法第64条第7項の規定により、海区漁場計画の決定に期限が定められているので、令和5年2月28日までに答申されるようお願いいたします。

令和4年10月 4日

東京都知事 小池百合子

（ 公 印 省 略 ）

答 申 (案)

4 東京漁調第 号
令和5年1月 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(公 印 省 略)

漁業法第64条第4項に基づく東京海区における共同漁業に係る海区漁場計画 (案)
に対する意見聴取について (答申)

令和4年10月4日付4産労農水第1094号で諮問のあった標記の件について、令和5年1月17日開催の第153回東京海区漁業調整委員会で審議の結果、下記のとおりであった。
については、知事原案に異存ありません。

記

- 1 第1種及び第2種共同漁業権については、関係地区におけるいずれの公述人からも、本海区漁場計画に対しては、賛意を表明している。
- 2 出席委員からも、各関係地区からの公述人の公述内容を慎重に検討した結果、知事原案は妥当であると一致した意見であった。